

令和2年度第2回新居浜市人権尊重のまちづくり審議会会議録

- 1 日 時 令和2年11月19日（木）14時00分から
- 2 場 所 消防防災合同庁舎5階 大会議室
- 3 出席者 16名
藤田豊治委員、本田郁代委員、小野清委員、小野英昭委員
神野恵子委員、竹林宏憲委員、三木由紀子委員、越智直志委員
原寿也委員、高津英正委員、眞鍋慶子委員、高津章人委員
沼田博之委員、可児正紀委員、篠原式嘉委員、原正夫委員
欠席者5名
片平恵美委員、藤原雅彦委員、檜垣晃平委員、宮前港委員、羽田雅晴委員
事務局 人権擁護課長 青木隆明 同係長 園部剛成
- 4 傍聴者 なし
- 5 協議題
 1. 会長・副会長選出
 2. 「新居浜市人権施策基本方針」の改訂について
 3. その他

事務局

定刻がまいりましたので、ただ今から、令和2年度第2回新居浜市人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。

私は、当審議会の事務局を務めます人権擁護課長の青木でございます。当審議会の会長が選任されますまで、会の進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、会議の公開につきまして、「新居浜市審議会の公開に関する要綱」により原則公開することとおりますことから、傍聴を認め、会議録を公開することといたしておりますので、ご了承ください。ただし、今後の審議の内容によっては、審議会の長が審議会に諮って、非公開とすることもございます。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。まず、開会にあたりまして、原市民環境部長からご挨拶を申し上げます。

市民環境部長【開会挨拶】

事務局

ありがとうございました。

次に、本日の会議でございますが、「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則第5条第2項」で、会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないこととなっ

ておりますが、本日は委員総数21名に対しまして16名の出席になっており、過半数に達していることを報告いたします。

次に、この審議会につきましては、平成19年3月に制定されました「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」に基づき設置された会議でございます。審議会の役割として市長の諮問に応じ、条例に規定する人権施策基本方針の策定にあたり、委員の皆様からご意見をお聴きすることとなっております。

本日の会議は、新たな任期により委員の皆様にご委嘱をさせていただいてから、初めての開催となります。お手元に改選後の審議会委員の名簿をお配りしておりますのでご確認ください。時間短縮を図るため、自己紹介は省略させていただきます。

事務局

それでは、早速、議題に入りたいと思います。まず、会長、副会長の選出についてでございます。当審議会規則第4条第2項に「会長及び副会長は、委員の互選により定める」とありますが、どういたしましょうか。

委員から「事務局一任」の声あり

事務局

それでは、事務局から提案させていただきます。当審議会の会長といたしまして、愛媛県人権対策協議会の高津 英正 様、副会長といたしまして新居浜市社会福祉協議会の竹林 宏憲 様 をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員からは「異議なし。」の声により、

それでは高津委員さんに会長を、竹林委員さんに副会長をお願いするということで、恐れ入りますが、お二方には前の席の方へ移動をお願いいたします。これからの議事進行を会長へお願いしたいと思っております。高津会長、よろしく申し上げます。

会長

皆さん、こんにちは。ただ今皆様方のご推薦をいただきました高津でございます。よろしく申し上げます。本日の会議を委員の皆様方のご協力をいただきながら、円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

副会長

副会長にご推薦をいただきました竹林でございます。よろしく申し上げます。

会長

それでは、議題2の「新居浜市人権施策基本方針の改訂」について、事務局から概要の説明をお願いします。

事務局

【「新居浜市人権施策基本方針」改訂の概要について説明】

会長

ただ今、事務局から説明のありました「新居浜市人権施策基本方針」の改訂の概要について、ご意見やご質問等はありませんか。

委員

質疑無し

会長

ただいま、事務局から説明のありました「新居浜市人権施策基本方針の改訂」の概要につきましては、現在の基本方針からの修正項目等に関する説明を事務局から受けた後、その内容についてご検討・ご協議いただくことでよろしいでしょうか。

委員

異議なし

会長

ご異議がありませんので、事務局から「新居浜市人権施策基本方針の改訂（案）」の内容に関して説明をお願いします。なお資料が多いため、はじめに「基本方針の概要」「基本方針」「推進体制」の改訂について、説明をお願いします

事務局

【「基本方針の概要、基本方針、推進体制」の改訂について説明】

会長

ただ今、事務局から説明のありました「基本方針の概要」「基本方針」「推進体制」の改訂について、ご意見やご質問等はありませんか？

委員

文章全体において、文字などの表記を統一した方がいいのではないのでしょうか。例え

ば「取り組み」や「様々」、他にも数字などの表記がまちまちになっているので、統一した方が良いと思います。全体的にもう一度見直していただいて、気になる部分は、修正された方が良いと思います。

事務局

ありがとうございます。改訂版を作成中の段階において、表記の統一というのは事務局サイドで十分できていない状況なので、改正案を作成していく中で修正作業を行います。

委員

課題の中で性的指向と表現しているのですが、あまりこのような表現は聞かない。性的マイノリティなどと表しているのですが、指向というのは私の認識の中では自分が好む性別だと思うのですが。もっと一般的な表現の表記にした方がいいのではないかと。再確認してみてください。また、旧の基本方針の冊子と比較していますが、対応するページが分かるように表示していただきたいと思います。

事務局

性的指向、性的マイノリティ等の表現があると思いますが、「性的指向」については、今回私どもが作成させていただく中で、県の基本方針の参考にさせていただきました。県の基本方針の方は性的指向・性自認と両方で表記されているのですが、性の多様性を表現する言葉として、一般的にはLGBTや性的マイノリティというような表現するのが一般的だと思うのですが、どのような表記にするのが適切なのか、様々なご指導ご意見いただきながら検討を進めていきたいと思っています。

委員

今調べてみたら、性的指向というのは恋愛性がどういう対称に向いているかということなので、県が使っている性自認という言葉が入るのであれば良いと思います。

事務局

ありがとうございます。また考えたいと思います。

委員

旧の基本方針の冊子と比較していますが、対応するページが分かるように表示していただきたいと思います。冊子とページがずれている様なので。

事務局

資料の方の新旧ページの方で、それぞれで見比べてもらう形になっています。旧冊子のページと連動していないので、その点は申し訳ございません。もう少し見やすくしたいと思います。

委員

全体の流れの中で、旧方針からどのように変わったかが理解できていないと、検討してきちんとまとめることができないと思うので、改めて具体的に見やすい資料を提示していただければと思います。

委員

4ページに人材育成という表記がありますが、個人的な考えでは人間は材料ではないので、指導者の育成という表記だけでいいと思います。人材という言葉を使う意味があるのかなと考えます。人権に関わる資料となるものでしたら、人は材料ではないと思っているのでご検討をお願いします。

事務局

この部分については旧方針の表現を、そのまま引き継いでおります。この箇所についてこれまで変更は考えてなかったもので、改めて検討してみます。

委員

質問ですが、4ページに（7）新型コロナウイルス感染者・HIV感染者となっていますが、ハンセン病だけが回復者となっている理由を教えてください。

また（10）アイヌの人々については抹消されているのですが、全国的にはアイヌの人々の人権に関しても最近話題になっているとは思いますが、新居浜市としては関係ないという判断でしょうか。以上の2点について、お聞きかせください。

事務局

1点目のハンセン病に関してですが、現在はハンセン病患者さんについて病状は回復しているけど、ハンセン病回復者の施設等から様々な理由で故郷に戻れないというような方々もいるというような状況なので、回復者という表現をさせていただきました。

次にアイヌの人々の人権については、もちろん問題を取り扱わないというような事ではございません。その他の人権課題のところ、アイヌの人々についても取り上げております。

ただこれは基本的には国が対応しなければいけない問題であって、地方自治体レベルで教育・啓発は行いますが、新居浜市が独自の取り組みを進めるということは難しい状況なので、その他の人権課題に取り上げさせていただきました。これは事務局としての

考えですので、この件について委員の皆さまにご検討いただきたいと思います。

委員

一応確認なのですが、ハンセン病というのは完全に無くなったという考えでよろしいですか？現在闘病中の方は無いということで。

事務局

はい。症状は回復されており、現在も治療中という方は、ほとんどおられないという考え方です。

会長

委員さんにお伺いしたいのですが、事務局案では10番のアイヌの人々の項目は13番のその他に総括したということですが、他の委員さんのご意見はいかがですか？

委員

その他については、どこに記載しているのですか？

事務局

今ご説明している資料とは別に「課題別人権に関する現状と基本方向」という資料の29ページの方に、その他の人権問題として東日本大震災やアイヌの人々の問題については記載しています。

会長

次の議題に入っておりますが、課題別人権に関する現状と基本方向という資料の29ページにはアイヌの人々の人権について触れていますが、その他の項目に入れてよろしいでしょうか。

委員

異議なし

会長

それでは事務局案の通りで取りまとめていただきます。他にご意見は無いようですので、引き続いて、「課題別人権に関する現状と基本方向」の改訂について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【「課題別人権に関する現状と基本方向」の改訂について説明】

会長

ただ今、事務局から説明のありました「課題別人権に関する現状と基本方向」の改訂について、意見やご質問等はありませんか？

委員

25ページの(10)インターネット等による人権侵害についてですが、かなりひどい内容がインターネット上、特にSNS等で厳しい差別的な表現が出ている場面があります。他の自治体などではモニタリング事業等についても積極的に行っているようなので、そうしたことにも取り組んで欲しいと思いますが。

事務局

いわゆるSNSをはじめとするインターネット上での差別的な書き込み、これは人権擁護課の方でも把握はしておりますし、掲示板等の確認を行っています。

過去にも問題がある掲示等については法務局に対して削除依頼をお願いしたケースもありますが、現状では新居浜市独自でサイトに削除要請しても、効果がないという状況です。その都度、問題のある内容等については法務局にも相談させてもらうなど、取り組みは進めていきたいと思っております。

委員

2014年からの改訂ということで、5～6年の間に様々な人権問題について状況が変化していると感じていますし、他の自治体や庁内各課との連携も考慮して改訂を進められていると思います。それと、市民に対しては人権に関する意識調査を実施されていますか、その調査結果から人権に関するどのような問題が浮き彫りとなり、何を解決しなければならないかについて、基本方針の中にもどう反映させるのか、考えを聞かせてください。

事務局

市民意識調査は昨年度に実施しておりますが、質問項目が全部で24ありました。基本方針(案)の中には入れておりますが、「ご自身が人権侵害を受けた時にどのように対応すればいいのか。」について尋ねている質問がありますが、市民の方が市役所等の公的機関に相談してみようと考えている割合が、非常に低い状況です。

実際に法務局3.3%とか市役所3.3%で、警察や弁護士に相談するという回答もありますけど、これらを含めても公的機関や専門家に相談するという割合は、全部で11%程度しかありません。黙って我慢するという方が17%もあり、公的機関がどこまで市

民のみなさんの人権に関する悩みをくみ取っていけるかが、非常に重要で大きな課題となるのではと考えています。

委員

変更部分は赤で記載されているということだと思いますが、中には変更しているのに赤で表記していない部分もあるようで、表記が分かりにくくなっています。他の変更箇所については線引きして削除している部分もあります。表記が統一されていない部分については、統一して欲しいと思います。

事務局

申し訳ありません。修正をいたします。

委員

課題名が、同和問題から部落差別に変わっていますね。差別は解消するもので、問題は解決するものだと認識しています。ですから、部落差別は解決ではなくて、解消に向けてという表記の方が良いのではと考えています。

それともう1点、私は保護司会に関わっていますが、「刑を終えて出所した人」の項目については新しい法律に基づいた活動を今計画中なのですが、再犯防止の推進に関する法律が制定されており、愛媛県も再犯防止推進計画を策定したと聞いています。新居浜市でもこの再犯防止推進計画に沿って具体的な施策を検討されていると思いますが、そうした項目も入れていただくと良いと思います。

事務局

再犯防止推進計画については私のところで把握できていませんので、また資料等の情報収集を行うとともに、保護司会の皆さんにもご意見を伺いながら、内容を検討したいと思います。

会長

他に何かご意見はございませんか。

会長

無いようでしたら今回説明がありました方針の概要や推進体制、課題別人権に関する現状と基本方向に関して、事務局からの説明があった内容で取り組むことをご了承いただけますか。

委員

異議なし

会長

引き続きいて今後の基本方針改訂までのスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

【今後の基本方針改訂までのスケジュールについて説明】

会長

ただ今、事務局から説明のありました基本方針改訂までのスケジュールについて、ご意見やご質問等はありませんか。

委員

異議なし

会長

今後のスケジュールについては今回の審議会で頂いたご意見や、12月10日までに各委員さんからご提出いただいたご意見を事務局でとりまとめていただき、1月中旬頃に次回の審議会を開催致したいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

委員

異議なし

事務局

ありがとうございました。次回の審議会の日程につきましては、改めて委員の皆様へご連絡させていただきます。

会長

最後に議題5「その他」に移りたいと思います。

せっかくの機会ですので、委員の皆さんから、本日の議題以外の内容で何でも構いませんので、ご意見等はございませんか。

委員

今警察署の向かい側（ふれあいプラザ）に人権宣言の看板がありますが、表面が破れて傷ついているので、どこが管理されているのかは分かりませんが、大事なことだと思

いますので、修復していただけたらと思います。

事務局

ふれあいプラザの駐車場にある看板が修復の必要なことは、既にご指摘いただいております。来年度予算で修繕費を要望しております。看板の修繕は、表面の貼り換え等に対応する予定にしておりますので、今しばらくお待ち下さい。

委員

お尋ねしたいのですが、令和3年3月に人権施策基本方針の公開とあるのですか。これは各戸ごとに配る予定なのですか。

事務局

基本方針に関しまして審議会でご審議していただき、完成すれば市民の方に公開させていただく流れになります。この資料の冊子は部数に限りがございます、三百部程度の冊数になります。

冊子の内容に関しましてはホームページででは公開をさせていただく予定です。現在の基本方針もそうしておりますし、同様の対応を行う予定です。県内各市町の人権施策基本方針につきましても、ホームページ等で公開をしております。

委員

私が聞きたいのは三百部印刷するということが、各戸に配るのではなくて、市役所などに置いて、欲しい人は持って帰るとか、公民館とかへ配布する予定があるのか等についてです。

事務局

公共施設の方に多数の部数を配布してお配りするほどの数は予定していません。市政だよりや折込みの人権特集号等を発行させていただいておりますので、基本方針の概要等については、市民の方にお知らせしたいと考えております。

委員

私の聞きたいのはそうではなくて、三百部といわれているのは、それはどうするのですかという質問です。

事務局

冊子については、本審議会の委員さんや、人権教育に関係する各種団体、市議会等に対して、それぞれの人数分を配付させていただければと考えております。

会長

他にご意見等はありませんか。

委員

意見なし

会長

皆様のご協力によりまして、本日予定しておりました議題につきましては全て審議を終了することができました。以上をもちまして、本日の会議を閉会したいと思います。